

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査記録「主要制御系機能検査」の安全管理審査時に誤記が認められたため、誤記を訂正及び正誤表を作成添付	GⅡ	
2	1号機	高圧注水系の配管保温材に破損（3箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット窒素充填ライン圧力調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	1号機	タービン建屋換気空調系タービン建屋空気冷却ユニット（No.6）に「重故障」警報が発生し、圧縮機及び送風機の自動停止が確認された。現場確認結果、同圧縮機の吸込圧力低下が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	GⅢ	
5	2号機	主タービン潤滑油系主油タンクの大気差圧計（マンメータ）に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	GⅢ	
6	2号機	主復水器細管洗浄装置（C1）ボール回収器のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	GⅢ	
7	3号機	主タービン湿水分離器（No.4）の浸透探傷検査において、判定基準を超える線状指示及び円形指示が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
8	3号機	主タービン湿水分離器ドレンタンクレベル調整逆止弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に線状指示模様が認められたため、当該弁を交換	GⅢ	
9	3号機	残留熱除去系海水ポンプ（A）起動操作時、同ポンプの電源しゃ断器に動作不良が発生したため、調査後、対応検討	GⅢ	
10	3号機	廃棄物処理系シャワードレンろ過器（B）の上蓋フランジ部より水のリーク（2秒に1滴程度：堰内）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
11	4号機	換気空調系主発電機自動電圧調整器室空調機（B）が圧縮機の「温度過上昇」により自動停止したため、当該空調機を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	取水設備除塵装置の洗浄水路に貝類の付着・堆積が認められたため、当該部を点検・清掃	G III	
13	5号機	気体廃棄物処理系真空ポンプ（A）室壁面の配管貫通部より水のにじみ（地下水と推定）が認められたため、当該部を点検・修理 なお、当該水について汚染なしを確認済み	G III	
14	5号機	換気空調系制御盤室扉の取っ手に破損が認められたため、当該扉を修理	G III	
15	5号機	気体廃棄物処理系真空ポンプ（A）室壁面の配管貫通部よりにじみ出ている水（地下水と推定）のケーブル中継端子箱内への浸入、及び同中継端子箱内の腐食が認められたため、調査後対応検討。なお、当該水について汚染なしを確認済み	G III	
16	5号機	プロセス計算機原子炉蒸気供給系タイパに印字不良が認められたため、当該タイパを点検・修理	対象外	
17	5号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（44-37B）に「高」警報が発生したため、対応検討	G II	
18	6号機	取水設備除塵装置スクリーン洗浄水ポンプ（C）出口側母管の閉止フランジ部に海水のリークが認められたため、当該部を修理	G III	
19	6号機	火災設備受信盤に煙感知データの「蓄積中」表示灯が点灯後に復帰する事象が発生したため、対応検討	G III	
20	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査設備点検において、放射能測定装置ゲルマニウム検出器用高圧電源装置に故障が認められたため、当該装置を修理	G III	